

国内で高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜が確認されました！

もう一度、侵入防止の徹底をお願いします。

国内では約2年ぶり
家禽ではこの冬初め
での発生！

国内にウイルスが侵入
し、農場への感染リス
クが非常に高まってい
ます！

- ・青森県青森市：あひる（フランス鴨）（約16,500羽）
- ・新潟県関川村：採卵鶏（約31万羽）
- ・遺伝子検査の結果H5型の鳥インフルエンザウイルスが確認されました。
- ・鶏の殺処分など防疫対策が開始されています。

農場にウイルスを入れないために！

1. 野鳥をはじめとした野生動物の侵入防止対策の徹底。
→防鳥ネットや畜舎の破損等の点検と殺鼠剤等による
ねずみの防除を念入りに実施して下さい！
→鶏舎周囲への消石灰散布は野生動物の侵入防止にも
効果が期待されます。
2. 農場内への立入りの制限。
→関係者以外の立入りを制限してください。
3. 消毒の徹底。
→農場に持ち込む物や出入りする車両の消毒を徹底して
下さい。

（次ページへ）

4. 農場に入る場合は専用の衣服と靴に着替え、出入りの際に手指と靴の消毒をして下さい。
→鶏舎にも、専用の靴を準備し、出入りの際には同様に消毒をして下さい。
5. 農場に出入りする人に対しては、他の農場等への出入りの有無や海外への渡航の有無を確認し、該当者については立入りを禁止して下さい。
→農場に立入った人についての記録をして下さい。

異常があったらすぐに家畜保健衛生所に連絡を！

毎日の健康観察を入念に実施して死亡羽数の確認集計を毎日行い、死亡羽数が過去3週間の平均の2倍以上になったときはもちろん、日常と異なる兆候が確認されたときは、速やかに家畜保健衛生所に通報して下さい。

- 通報の遅れは、殺処分等の防疫措置の遅れにつながり、周辺農場へのまん延の大きな要因となります。
- また、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜及び患畜の殺処分が実施された場合、国から評価額の10割の手当金が支払われますが、通報が遅れたり、防鳥ネットの点検補修等の発生予防措置が適切に実施されていない場合は、手当金の減額が行われます。

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県東部家畜保健衛生所まで
電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108
夜間の連絡は・・・090-5535-8005
土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868